

平成18年5月11日

各位

会社名 **オリエンタル酵母工業株式会社**
代表者名 代表取締役社長 内藤 利邦
(コード番号 東証第二部 2891)
問合わせ先 取締役経営企画部長 森 裕行
TEL 03-3968-1125
FAX 03-3968-8758

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第120回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を明確化する定めをおくものであります。
- (3) 株主総会の招集に際し株主に提供すべき資料(株主総会参考書類、事業報告、個別注記表及び連結計算書類など)に表示すべき内容の一部を、インターネットのホームページに掲載することを可能にし、株主の利便性を高めることができる定めをおくものであります。
- (4) 取締役会の会議運営を効率的にし、会社経営をより機動的にするため、取締役会の書面決議を可能とするものであります。
- (5) 補欠として選任された監査役が就任したときの任期を定めるものであります。
- (6) 社外監査役につき、広く人材の登用を可能とし期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。
- (7) 上記各項の変更に伴い条数等につき所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(会社が発行する株式総数) <u>当社の発行する株式の総数は、1億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第5条の2(自己株式の取得) <u>当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) <u>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) <u>当社の発行可能株式総数は、1億株とする。</u></p> <p>第7条(自己株式の取得) <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条(株券の発行) <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条(単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	変更案
<p>第7条（单元未満株式の買増し） <u>当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第8条（名義書換代理人） <u>当社は株式について名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、及び買増し、届出の受理、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第9条（株式取扱規程） <u>当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主の住所・印鑑等の届出、在外株主の仮住所又は代理人の届出、株券の再発行、株券不所持の申出、株券の交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、及び買増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する手續及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、予め公告して一定の日を定め、その日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条（条文省略）</p>	<p>第11条（单元未満株式の買増し） <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条（株主名簿管理人） <u>当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規程） <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第14条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、予め公告して一定の日を定め、その日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条～第17条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="368 271 478 338">現行定款 (新設)</p> <p data-bbox="76 633 379 667">第14条(決議の要件)</p> <p data-bbox="105 667 767 987">株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがない限り、出席した株主の議決権の過半数でこれを決する。但し、商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。株主又はその法定代理人は、総会毎に当会社の議決権のある株主を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には代理権を証する書面を提供しなければならない。</p> <p data-bbox="76 1066 331 1099">第15条(議事録)</p> <p data-bbox="105 1099 767 1205">株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役は、これに記名捺印又は電子署名を行なう。</p> <p data-bbox="236 1245 603 1279">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="76 1283 352 1317">第16条(条文省略)</p> <p data-bbox="76 1357 300 1391">第17条(選任)</p> <p data-bbox="105 1391 767 1529">取締役は、株主総会において選任する。但し、取締役の選任を決議する場合には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="76 1648 300 1682">第18条(任期)</p> <p data-bbox="105 1682 767 1753">取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時迄とする。</p> <p data-bbox="76 1827 300 1861">第19条(報酬)</p> <p data-bbox="105 1861 767 1933">取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p>	<p data-bbox="1086 271 1182 304">変更案</p> <p data-bbox="791 304 1477 376">第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="820 376 1477 595">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="791 633 1094 667">第19条(決議の方法)</p> <p data-bbox="820 667 1477 1021">株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを決する。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。株主又はその法定代理人は、総会毎に当会社の議決権のある株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には代理権を証する書面を提供しなければならない。</p> <p data-bbox="1086 1066 1182 1099">(削る)</p> <p data-bbox="951 1245 1318 1279">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="791 1283 1094 1317">第20条(現行どおり)</p> <p data-bbox="791 1357 1062 1391">第21条(選任方法)</p> <p data-bbox="820 1391 1477 1597">取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、取締役の選任を決議する場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="791 1648 1015 1682">第22条(任期)</p> <p data-bbox="820 1682 1477 1776">取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。</p> <p data-bbox="791 1827 1031 1861">第23条(報酬等)</p> <p data-bbox="820 1861 1477 1955">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第20条～第22条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第23条～第25条（条文省略）</p> <p>第26条（議事録） <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行なう。</u></p> <p>第27条（取締役会規則） <u>取締役会に関する事項は、取締役会で定める規則による。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>第29条（選任） <u>監査役は、株主総会において選任する。但し、監査役の選任を決議する場合には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第30条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時迄とする。</u></p> <p>第31条（報酬） <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に、会日より3日前に発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第33条（条文省略）</p>	<p>第24条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条～第30条（現行どおり）</p> <p>（削る）</p> <p>第31条（取締役会規則） <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>第33条（選任） <u>監査役は、株主総会の決議において選任する。但し、監査役の選任を決議する場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第34条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</u></p> <p>第35条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第36条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に、会日より3日前に発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第37条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第34条（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会はその互選をもって常勤の監査役を定める。監査役の互選により、常任監査役を置くことがある。</p>	<p>第38条（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。監査役会の決議により、常任監査役を置くことがある。</p>
<p>第35条（議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行なう。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第36条（条文省略）</p>	<p>第39条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条（営業年度及び決算） 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とし、毎営業年度末日に決算を行う。</p> <p>第38条（利益配当） 利益配当は、毎年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>第39条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録の株主又は登録質権者に中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。）を行うことができる。</p> <p>第40条（配当金等除斥期間） 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3カ年を経過しても受領がないときは、会社はその支払義務を免れるものとする。利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第40条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条（事業年度及び決算） 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とし、毎事業年度末日に決算を行う。</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。前項その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第43条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第44条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3カ年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。</p>

